

倫理規程

(公社)日本オリエンテーリング協会

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「この法人」という）の役員、委員、職員、会員代表者、指導者および競技者（以下「本規程対象者」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、この法人の目的、事業運営の公正さに対するこの法人の会員の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、以てこの法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(本規程対象者の範囲)

第2条 本規程における役員とは、この法人の『定款』第5章第20条に規定する理事、監事をいう。

2. 委員とは、この法人の『定款』第9章第42条に規定する各委員会委員をいう。
3. 職員とは、この法人の『定款』第10章第44条に規定する職員をいう。
4. 会員代表者とは、この法人の『定款』第3章第6条に規定する正会員をいう。
5. 指導者とは、この法人が資格認定を行っている、以下の資格を有するものをいう。
 - (1) ディレクター
 - (2) インストラクター
 - (3) イベントアドバイザー
 - (4) トレイル0コントローラー
 - (5) ナビゲーション・インストラクター
6. 競技者とは、この法人に登録している競技者登録者をいう。

(役員、委員、職員の基本的責務)

第3条 役員、委員、職員は、この法人の『定款』第1章第3条に規定する目的を達成するため、この法人の関係規程に基づき、職務を公正且つ誠実に履行しなければならない。

(本規程対象者の遵守事項)

- 第4条 本規程対象者は、次の行為（以下「違反行為」という）を行ってはならない。
- (1) 競技者、指導者及び指導を受けるその他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと。（暴力・暴言）
 - (2) 競技者、指導者及び指導を受けるその他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと。（わいせつ・セクハラ）
 - (3) 競技者、指導者及び指導を受けるその他の者に対して、競技力向上とは明らかに無関係なしごきや、罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと。（不適切な指導）
 - (4) 当協会のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等を行うこと。（ドーピング・薬物）
 - (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと。（運営施設利用不適切行為）
 - (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本協会の財産の横領、不適切な支出、不正経理等の不適切な行為、職務に関して不正な利益を供与し、申込、要求し又は約束すること。（不適切経理）
 - (7) 反社会的勢力と関係を有すること。（反社会的勢力との関係）
 - (8) 法令や本協会の規程、処分等に違反すること。（法令・規程違反行為）
 - (9) その他、本協会の名誉を害する行為（品位を汚す行為）
2. 本規程対象者は、個人の名誉を重んじ、個人情報に配慮しなければならない。
 3. 本規程対象者は、自らの社会的立場を認識して、日常の行動について公私の別を明らかにし、つねに自らを厳しく律し、この法人の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。
 4. 役員、委員、職員、または役員・委員・職員が役員を務める団体がこの法人と取引する場合は、その内容について理事会の承認を必要とする。

(通報相談窓口)

第5条 本協会は、違反行為の通報相談を受けるため、通報相談窓口を事務局に設置する。

2. 通報窓口担当者は、通報相談、報道その他により違反行為が疑われる事案を把握した場合には、速やかに危機管理・コンプライアンス委員会に報告するものとする。

(危機管理・コンプライアンス委員会、倫理委員会)

第6条 本規程の実効性を確保するため、危機管理・コンプライアンス委員会を置き、必要に応じて倫理委員会を設置する。

2. 危機管理・コンプライアンス委員会は、前項記載の事案又は直接認知した事案につき、本規程対象者に、違反行為を行った恐れがあると認められる場合は、直ちに当該事案の事実調査を開始する。
3. 調査の結果、本規程対象者に、違反行為があつたと認められる場合においては、会長に報告を行い、会長は倫理委員会を招集する。
4. 倫理委員会は、会長を議長とし、副会長、危機管理・コンプライアンス委員会委員、監事、顧問弁護士で構成する。

(処分)

第7条 本協会は、違反行為を行った本規程対象者について、懲戒処分を行うことができる。

2. 職員に関する処分は、この法人の就業規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

3. 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠つたと認められる者も懲戒処分の対象とする。

4. 倫理委員会は、危機管理・コンプライアンス委員会から違反行為があつたと認められる旨の調査結果の報告を受けた場合、別表に定める懲戒処分の基準を踏まえて、審議の上、処分案を理事会に答申するものとする。

5. 処分案の対象者に対しては、倫理委員会において弁明の機会を与えるなければならない。

6. 理事会は、倫理委員会から処分案の報告を受けた場合、当該者を懲戒するか否かを審議して決定し、その結果を総会に報告しなければならない。

7. 理事会において懲戒処分の決定を行った場合、処分対象者に対して文書により懲戒の事由及び根拠規定を明記して、処分内容をすみやかに通知しなければならない。

(処分内容)

第8条 懲戒処分の内容は以下のとおりとする。懲戒処分の基準は別表のとおりとし、違反行為の悪質性、重大性に応じて決定する。

- (1) 口頭での注意
- (2) 文書による戒告
- (3) 指導活動の禁止。全日本・公認大会への参加禁止。競技会等の運営活動の禁止。（註：期間を限定することができる）
- (4) 資格の停止（註：期間を限定することができる）
- (5) 解任
- (6) 除名

2. 本規程対象者が、競技規則第26条第1項に基づいて競技者として処分を受けた場合であっても、重ねて前項の処分対象とができる。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

別表：懲戒処分の基準

違反行為（第4条第1項）	解任、除名	指導・競技・運営の禁止、資格の停止（註）	文書による戒告	口頭での注意
(1)暴力・暴言	○	○	○	○
(2)わいせつ・セクハラ	○	○	○	○
(3)不適切な指導	○	○	○	○
(4)ドーピング・薬物	○	○		
(5)大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
(6)不適切経理	○	○	○	
(7)反社会的勢力との関係	○	○	○	
(8)法令・規程違反行為	○	○	○	○
(9)品位を汚す行為	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。

註：指導・競技・運営の禁止、資格（当協会の事業にかかわる、役員、委員、職員、指導者、競技者等）の停止については期限を限定することができる。

（附則）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年9月21日改訂、施行する。

この規程は、令和2年9月7日改訂、施行する。

この規程は、令和3年2月1日改訂、施行する。